早期退職優遇制度の取扱い規定

（令和６年２月15日）

市町村職員の退職手当に関する条例（平成４年条例第15号）附則第19項の規定の取扱いについて、次のとおり定める。

（適用期間）

第１条　早期退職優遇制度は、令和６年度から令和８年度までの期間において、市町村長又は任命権者（以下「市町村長」という。）が早期退職優遇制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）を定め、実施することを島根県市町村総合事務組合管理者に別記様式第１号により申し出た市町村の当該退職者について適用する。

（対象職員）

第２条　早期退職優遇制度による退職（以下「早期退職」という。）の申し出ができる職員（医療職給料表（一）適用者は除く。）は、市町村長が定める実施要綱による。

（早期退職の申し出期間と手続き）

第３条　早期退職の申し出期間は、市町村長が期間を定め、その期間内に市町村長に申し出た者とする。

（早期退職の承認と退職日）

第４条　前条の規定により、職員の早期退職の申し出があり、市町村長が必要と認めた場合は、早期退職の承認を与えるものとし、本人に「早期退職承認通知書」（様式第２号）により通知するものとする。ただし、本人の責に帰すべき事由により、早期退職の承認を与えることが適当でないと判断した場合は、当該承認を取り消すことができる。

２　この要綱に基づき退職する職員の退職日は、実施要綱に定める日とする。

（退職手当の請求）

第５条　この制度の適用を受けて退職した者は、退職手当請求書に「早期退職承認通知書」を添えて請求しなければならない。

別記様式第１号

○ ○ 発 第 ○ ○ 号
令和○○年○○月○○日

島根県市町村総合事務組合管理者　様

市町村長　○　○　○　○

早期退職優遇制度適用の申し出について

市町村職員の退職手当に関する条例（平成４年条例第15号）附則第19項の規定に基づき、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日の間において早期退職優遇制度を実施し、○○○○（市町村）早期退職優遇制度実施要綱（別紙）により退職を申し出た者に対し適用することを申し出ます。

早 期 退 職 優 遇 制 度 実 施 要 綱 （案）

（目的）

第１条　この要綱は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を図るため、早期退職優遇制度の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（市町村個々に目的を定義付けること。）

（実施期間）

第２条　早期退職優遇制度は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日の期間とする。

（対象職員）

第３条　早期退職優遇制度による退職（以下「早期退職」という。）の申し出ができる職員は、退職する日の属する年度の末日における年齢が○○歳以上○○歳以下（医療職給料表（一）適用者は除く。）の者とする。

（早期退職の申し出期間と手続き）

第４条　早期退職の申し出期間は、原則として令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとする。

２　早期退職を希望する職員は、早期退職申出書（様式第１号）を市町村長又は任命権者（以下「市町村長」という。）に提出するものとする。

（早期退職の承認と退職日）

第５条　前条の規定により、職員から早期退職の申し出があり、市町村長が必要と認めた場合は、早期退職の承認を与えるものとし、早期退職承認通知書（様式第２号）により本人に通知するものとする。ただし、本人の責に帰すべき事由により、早期退職の承認を与えることが適当でないと判断したときは、当該承認を取り消すことがあるものとする。

２　この要綱に基づき退職する職員の退職日は、○○月○○日（退職を申し出た年度の○月○日）とする。

（退職手当）

第６条　この要綱に基づき退職した職員に対する退職手当の額の算定については、島根県市町村総合事務組合市町村職員の退職手当に関する条例（平成４年条例第15号。以下「退職手当条例」という。）附則第19項の規定を適用し、次のとおりとする。

(1)　算定の基礎額は、退職時の給料月額に次の率を加算するものとする。

例１　退職時の給料月額に60歳と退職する日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき○％を乗じて得た額。ただし、給料月額の○％を限度とする。

例２　ア　退職する日の属する年度の末日におけるその者の年齢が○歳については、退職時の給料月額に○％を乗じて得た額

イ　退職する日の属する年度の末日におけるその者の年齢が○歳については、退職時の給料月額に○％を乗じて得た額

ウ　・・・・・

(2)　支給割合は、次のとおりとする。

ア　勤続年数25年以上の者及び退職手当条例附則第５項の規定に該当する者、退職手当条例第５条第１項の規定による支給割合

イ　勤続年数11年以上25年未満の者、退職手当条例第４条第１項の規定による支給割合

ウ　勤続年数11年未満の者、退職手当条例第３条第１項の規定による支給割合

附　則

この要綱は、令和○○年○○月○○日から施行する。

（様式第１号）

早　期　退　職　申　出　書

○○○職員の早期退職優遇制度実施要綱に基づき退職することを申し出ます。

令和　　年　　月　　日

職　　名

氏　　名　　印

生年月日　　年　　月　　日（　歳）

長　　様

（様式第２号）

早 期 退 職 承 認 通 知 書

様

令和　　年　　月　　日付け、早期退職の申し出のあったことについて、○○○職員の早期退職優遇制度実施要綱第５条の規定により承認する。

令和　　年　　月　　日

長　　印